

労働者確保に要する間接費の実績変更に係る特記仕様書

第 1 条 本工事は、「共通仮設費のうち仮設建物費等」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、公共建築工事共通費積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。

仮設建物費等：労働者送迎費、宿泊費、借り上げ費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第 2 条 受注者は、設計変更を希望する場合、工事着手までに概算の実績予定費を含め様式 1 により監督員と協議するものとする。なお、実績変更対象費の対象は「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用基準（営繕工事関係）」に記載のとおりとする。

第 3 条 受注者は、労働者確保に要する間接費の設計変更を請求する場合は、工事打合せ簿に、実績報告書（様式 3）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう）を添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議するものとする。

なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第 4 条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、間接費の設計変更の対象としない。

第 5 条 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準及び標準歩掛に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証拠書類をもって金額の変更を行うものとする。

第 6 条 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加停止等の措置を行う場合がある。

第7条 受注者は、間接費の設計変更に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

なお、本工事における共通仮設費及び現場管理費の実績変更対象費に関する当初積算方法は、下表のとおりである。

設計書の諸経費区分	当初積算方法
共通仮設費に占める実績変更対象費 (借上費、宿泊費、労働者送迎費)	計上していない
現場管理費に占める実績変更対象費 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	計上していない (地域外労働者以外にかかる費用は現場管理費率に含む)